

令和7年度 信州農業生産力強化対策事業

長野県農業の持つ多様な生産力を強化するため、技術普及やマーケットニーズに対応できる産地づくり等に必要な施設・機械に対して、県単独で支援させていただく補助事業です。



事業実施主体	補助率	補助額上限
下記参照	1/2 以内	250万円

事業実施主体一覧

事業実施主体	要件等
市町村 県域農業団体 農業協同組合、 養殖漁業協同組合 農業協同組合出資法人	—
農業者の組織する団体・法人	<ul style="list-style-type: none">3者以上の農業者で構成されていること※₁代表者の定めがあること組織及び運営に関する規約が設けられていること
市町村公社	<ul style="list-style-type: none">農地利用集積円滑化団体であるもの
農業従事者 (年間150日以上の常時従事者) を3人以上雇用している法人	<ul style="list-style-type: none">経営管理システムの導入及び樹園地の整備・維持管理に取り組む場合に限る
その他	<ul style="list-style-type: none">特認事業長野県果樹種苗協会会員の種苗業者※₂野菜達成指標に係る取組計画に位置付けられている経営体※₃畜産経営体養殖業者

※₁ スマート農業機器の導入においては、事業実施主体が2者以上から作業を受託し、合計作付面積が20ha以上の場合には、その限りでない

※₂ フェザーモードの増産に取り組む場合に限る

※₃ 雨よけ施設の導入、養液栽培システム・養液毒装置の整備、スマート農業機器、革新的技術の導入等に限る

【事業実施上の注意】

- ① 国の助成対象となるものについては、原則として補助対象としない
- ② 事業実施主体が農業者の組織する団体・法人の場合、その構成員は原則県内に住所を有し、かつ、法人若しくは構成する受益者の過半数以上が、事業実施地区の地域計画の目標地図に位置づけられている経営体であること、又は位置づけられることが確実に見込まれること
- ③ 既存機械・施設と同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新）は、補助対象としない
- ④ トラクター、スピードスプレーヤ、乗用草刈機及び高所作業車など、汎用性の高い機械は、補助対象としない
(長野県果樹種苗協会会員の種苗業者がフェザーモードを生産する場合を除く)

事業実施に当たっての面積基準※

品目	面積基準
普通作物	①水稻 ②その他普通作物
	① 10 ha ② 3 ha
りんご	①普通樹栽培 ②新わい化、高密植栽培 ③フェザー苗木生産
	① 3 ha ② 1 ha ③ 0.3 ha
りんご以外の果樹	1 ha
施設栽培	①果樹、野菜、花き ②施設果菜類及びアスパラガス
	① 0.5 ha ② 0.1 ha
露地葉洋菜	①レタス、ハクサイ、キャベツ ②その他露地野菜
	① 3 ha ② 1 ha
露地花き	1 ha
特用作物	0.3 ha

※ 対象作物の作付面積が、概ね面積基準以上か、もしくは事業完了後3年間（果樹：5年間）に、面積基準以上になることが確実と見込まれること

事業メニュー一覧（一部抜粋）

品目	補助対象
全品目 (水稻除く)	新規就農者向け共同利用作業場整備、共同利用機械等の保管倉庫、簡易トイレ、経営管理システム
作物	水田内除草機、水田転換品目の導入に必要な機械等、ラジコン草刈り機、防除・散布用ドローン等、トラクター等自動操舵装置、自動給水栓
果樹	樹園地の整備に要する経費（雨よけ施設、果樹棚、かん水施設、多目的ネット）、樹園地の維持管理に要する経費（人件費、農薬・肥料代）、フェザー苗木生産に必要な経費・機械等、多目的ネット、開薬機・採薬機等、手持ち式花蕾採取機、花粉保管用冷蔵庫、防蛾灯、冷蔵設備、施設内環境モニタリングシステム、環境制御装置、ロボット草刈機、自動運搬機、せん定枝炭化器、輸出検疫対応用機器、輸出用果実加工施設整備、トレリスの補強、オイルヒーター
野菜	種苗（トマト強勢台木、アスパラガスの一部品種）、雨よけ施設、養液栽培システム・養液土耕装置、播種・定植・収穫・調整機、かん水施設、土壤消毒機、冷蔵設備、製氷機、土壤消毒機、施設内環境モニタリングシステム、環境制御装置、トラクター等自動操舵装置、レタス収穫機、自動運搬機、革新的技術導入経費（ハンモックベンチ吸い戻し式養液栽培装置、CO ₂ 局所施用装置、細霧冷房システム、UV-B装置、蓄熱材（エネバンク）、カットブレーカー、アスパラガス枠板式高畠栽培、低圧ミスト、平高うね整形機）、高温対策設備（細霧冷房装置）
花き	種苗（アルストロメリア、花木他）開花調整設備（電照設備、暖房機、冷蔵施設、地中冷却装置、循環線、遮光設備）、雨よけ施設、養液栽培システム・養液土耕装置、冷蔵設備、土壤消毒機、施設内環境モニタリングシステム、環境制御装置、革新的技術導入経費（LED開花調整装置、光利用による病害虫防除設備）、高温対策設備（細霧冷房装置、地中冷却装置、省エネ型冷房設備）
畜産	国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入）の対象とならないが、省力化が認められる機械、畜産繁殖管理システム導入・運用経費（新規導入に限る）
水産	防鳥ネット、箱罠・カゴ罠等捕獲器、水槽設備一式、殺菌灯設備一式、給餌機、曝気設備一式（水車、プロアー等）
特用作物	省力管理施設・機械等、冷蔵設備、乾燥機械・設備等

**詳しくは、お近くの農業農村支援センター農業農村振興課
又は園芸畜産課（026-235-7228）までお問い合わせください**